

令和3年度 第2回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

令和3年12月9日（木） 10：00～12：00

2 開催場所

札幌市役所本庁舎14階 入札室

3 出席者

(1) 委員

高野委員長、中川委員、西村委員、平松委員、松村委員

(2) 札幌市職員

財政局長、財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、他5名

4 次第

(1) 開会

(2) 事務局からの報告

工事等発注状況について（令和3年度10月末）

(3) 審議事項

抽出工事等の決定・審議

(4) 閉会

5 審議概要

(1) 事務局からの報告

【委員】 工事について、前年同月比で、発注件数・契約金額共に減っているのは何故か。

【札幌市】 前年度は、オリンピック対応のため、道路舗装について発注件数が増加した。これが、今年度は例年水準に戻ったため、減少要因となっている。また、契約金額の大きい案件である市営住宅の新築等について、更新の端境期となっているため、発注件数が減少している。これ

に関連して、市営住宅の電気設備や給排水設備等の工事についても減少している。大きな要因としてはこれらの点が挙げられる。

【委員】 くじ引きの発生割合が増加しているが、これについて抑制手段を講じる必要があると考えるか。

【札幌市】 全体で見ても、くじ引きの発生割合は増加しており、対策を検討する必要があると考えている。下水道工種と電気工種については、積算精度の向上がくじ引きの発生要因となっていると考えられる。

(2) 審議事項（抽出工事の決定・審議）

ア モエレ沼公園施設改修工事（その1）

【委員】 ヒアリングをしたケースで、調査対象者を落札者としなかったケースはあるか。

【札幌市】 ヒアリングをした上で落札者としなかった事例はない。

【委員】 入札者がヒアリングに対応できず辞退するというケースはあるか。

【札幌市】 把握している限りではそのようなケースはない。提出資料の準備時間を十分に取っているため、資料作成のいとまがなく辞退するというケースはないと考えている。

【委員】 調査事項の中に下請予定業者からの見積書があるが、調査時点ではあくまで予定額だと思う。最終的に下請業者に予定通りの支払いがされたのか、事後的な調査を行っているのか。

【札幌市】 施工体制台帳や下請契約の契約書等を提出させて、施工中の段階から順次確認を行っている。

【委員】 契約書上は適切な金額を記載しておきながら、実際の支払いはそれより少ない金額で行っているということも考えられるのではないか。

【札幌市】 仮にそのような事例が発覚すれば、非常に重いペナルティーが課されることになる。提出される資料については、受注者を信頼しており、虚偽のないものという前提で見ている。

【委員】 元請と下請の関係は固定的なのか。それとも案件ごとに変動するものなのか。

【札幌市】 基本的には固定的ではない方が多いと思われる。下請業者がすでに他の現場に入っていれば、その下請業者と契約するのは難しいので、違う下請業者と契約することになる。

【委員】 調査の結果、問題があれば落札者としなないことがありうと思うが、その判断は、総合的に行われるのか。それとも調査事項ごとに落札者としなない基準があるのか。

【札幌市】 調査事項ごとに明確で数値的な判断基準を持っているわけではない。ヒアリングでの質疑応答を総合的に判断している。

【委員】 判断を行う際、札幌市の体制は、複数名から成る合議形式なのか。

【札幌市】 工事の場合、発注担当課、工事管理室、契約管理課から、それぞれ複数名の担当者を出す。

【委員】 低入札価格調査に関して、不服の申立ては認められるのか。

【札幌市】 専ら低入札価格調査に関しての不服申立ての手続きはない。通常の入札・契約に関する苦情として受理することが考えられる。

【委員】 信用調査機関への問い合わせを行っているとのことだが、どのような機関か。

【札幌市】 民間の調査会社に依頼している。経営状況に関して、調査時点で問題がないかどうかの確認を行っている。

イ 3・3・83 山本通山本跨線橋（新橋）橋梁修正設計

【委員】 下請業者は決まっていないということだが、問題ないのか。

【委員】 工事については下請業者がいないと施工が難しいが、業務の場合は下請を依頼しなくとも履行することは可能。

【札幌市】 本件については、下請を依頼する予定がないというお話だったと理解している。

【委員】 本件の落札者は、過去に当該跨線橋に係る実施設計を受注している。修正設計は、実施設計の受注者が競争において非常に有利になると思うが、その状況で入札に付す意味はあるのか。

【札幌市】 契約の方法は、一般競争入札が原則となっているため、修正設計についても一般競争入札で行っている。法令上の随意契約を行うこ

とができる事由に該当する場合は随意契約を行うことも考えられるが、本件は該当しなかったものと理解している。

【委員】 手持ち業務について、山本跨線橋の設計があるが、これは同じ跨線橋についての設計なのか。

【札幌市】 山本跨線橋については、新橋と既設橋がある。隣接しているが、別の跨線橋である。

【委員】 手持ち業務については、多くの業務を履行中だと、新しい業務が疎かになる可能性があるので、少ない方がよいという考えがある。

【委員】 別業務で現場の状況を分かっているので、その分コストダウンできたという見方もできる。

【委員】 コストダウンについて、人件費を安くしている、サービス残業をさせている等の要因も考えられるが、こうした点についてはどのような観点から調査をしているのか。

【札幌市】 法令順守の監督に関する権限については、労働基準監督署等の管轄になるので、問題が判明すれば、そちらの方で取り締まっていただく。本市としては、法令違反があれば、入札参加停止のペナルティーがあるので、抑止効果はあると考えている。

【委員】 できることには限界があると思うが、低入札価格調査を行うことで、抑止効果は確かにあると思う。そうした意味を込めて調査を行っているという理解した。

【札幌市】 本件については、見積りを確認したところ、人件費に当たる直接原価を大きく削減しているということはなく、その他の原価と一般管理費等を削減していたと聞いている。

【委員】 山本跨線橋については、平成 24 年度から予備検討をしていたとの話があったが、10 年程度の期間の大きなプロジェクトなのか。

【札幌市】 山本跨線橋がある山本通は、都市計画道路であり、交通量から見て拡幅を行う予定になっている。そのために、予備検討をした上で、用地買収や河川の暗渠化を進めているところだが、住民との協議に時間を要したり、その間に耐震基準が改正されたりといった事情がある。このため、事業の期間としては長いものとなっており、設計についても時

点修正が必要となるものである。

(3) その他

成績重視型入札の一本化に向けた意向調査の時期の前倒しについて、事務局から報告があった。

(4) 次回の委員会について

次回の抽出工事の選定は、西村委員が行うことを決定した。